

第2章 下水道の利用促進

第1節 下水道の利用状況

§ 1. 下水道の普及率

本市の平成30年度末の下水道（公共下水道と地域下水道を併せて）の整備状況は、人口普及率で79.37%に達している。また、水洗化率は処理区域内排水人口298,576人に対し、水洗化人口290,244人で97.21%となっている。

§ 2. 未接続理由の多様化

下水道の整備を終えた地域でも、いまだに未接続の家屋が相当数残っている。

その理由としては、経済的な問題のほか、借地借家の関係や家屋の老朽化などが上げられる。

また、最近の生活様式の向上により、下水道が布設される以前から浄化槽を利用している家屋が多く、水洗化の快適さを既に体験している。その他、排水設備工事が繁雑であることや利害関係の問題など、その理由も多様化してきており、これらの家屋をいかに説得して下水道への接続を促進していくかが、水洗化率向上への重要な課題となっている。

§ 3. 利用の促進

下水道の普及は、基本的には利用者である市民の環境改善への自覚によるところが大きく、本市としても工事説明会や各種の行事を通して下水道の役割、利用者の義務などのPRに努めると共に、融資あっせん制度や各種補助金制度などの施策を通して下水道へスムーズに切り替えてもらえるよう下水道の利用促進に努めている。

第2節 下水道管の布設計画から

下水道へ切り替えるまでの行程

§ 1. 下水道の布設計画と設計

下水道の整備計画は、国の交付金事業となっていることもあって国及び本市の予算が決まってから、その年度ごとの布設計画を公表している。

また、下水道整備には、地下埋設物の移設工事などに多大な時間を要するため、下水道設計と並行してこれら埋設物の管理者との協議、調整作業が進められる。

§ 2. 工事説明会

布設工事に先立ち、所轄する上下水道局下水道整備課が地元への工事説明会を実施している。

この説明会では、関係する各課と合同で次のような内容の説明を行うことにしている。

- ① 本管工事の概要（施工場所、施工時期、方法）
- ② 取付管工事（設置位置）
- ③ 受益者負担金（分担金）
- ④ 排水設備工事と手続き
- ⑤ 融資あっせん及び補助金の制度
- ⑥ 下水道使用料

§ 3. 下水道の本管工事と取付管工事

本管工事では、前もって提出して頂いた取付管設置申請書で申請のあった各家庭等の取付管設置位置を、請負業者の現場監督と申請者立会いのもと、申請場所の確認をしたのち、本管の布設と同時に取付管の施工をする。

§ 4. 下水道の供用開始

公共下水道が建設され、住民の利用に供することができるようになった時は、供用開始の公示（法第9条）をする。

公示は、公共下水道を広く住民の利用に供することを知らせる行為である。この公示が行われると、公示区域内においては、排水設備を設置する義務（法第10条）、くみ取り便所を水洗便所に改造する義務（法第11条の3）、建物を新增改築する者は水洗便所以外の便所としてはならない義務（建築基準法第31条）が生じる。

なお、地域下水道においても公共下水道と同じく、供用開始の公告（地域下水道条例第4条）、排水設備を設置する義務（同条例第5条第1項）、くみ取り便所を水洗便所に改造する義務（同条例第5条第2項）が生じる。

第3節 下水道を利用する義務

下水道が整備されても、各家庭や工場等の下水が流入されなければ、都市の健全な発達や公衆衛生の向上に寄与するという目的は達せられず、公共用水域の水質保全を図ることもできない。

このような観点から、公物法として極めて特異な「利用の強制」が下水道法及び地域下水道条例により次のように規定されている。

§ 1. 排水設備の設置義務（法第10条第1項、地域下水道条例第5条第1項）

下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者、又は占有者は、遅滞なく、その土地の下水を下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならない。

排水設備の設置義務を負う者は次のとおりである。

- ① 建築物の敷地である土地の場合は、その建築物の所有者。
- ② 建築物の敷地でない土地の場合は、その土地の所有者。
- ③ 道路（道路法による道路。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地の場合は、その公共施設を管理すべき者。

§ 2. 排水に関する受忍義務（法第11条）

他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難である排水設備の設置義務者が排水設備を設置することができるよう、当該土地又は排水設備の所有者に対して、その土地又は排水設備の使用について、受忍すべき義務を定めている。

- ① 他人の土地又は排水設備を使用することができる場合とは、周囲を完全に他人の土地に囲まれているときはもとより、ポンプ施設を設置しなければならない場合又は排水管の延長が著しく長くなるなど経済的に不利益となる場合。
- ② 他人の排水設備を使用した者は、その利益を受けた割合に応じて、その費用を負担しなければならない。
- ③ 他人の土地を利用して排水設備を設置する者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- ④ 他人の土地の使用により損失を与えた場合には、その者に対して損失を補償しなければならない。

§ 3. 水洗便所への改造義務（法第11条の3、地域下水道条例第5条第2項）

処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物の所有者は、供用を開始すべき日から3年以内に水洗便所に改造しなければならない。しかし、下記については公共下水道区域内のみ課せられる。

- ① 改造義務は、建築物の所有者に課せられている。ただし、建築物の占有者が建築物の所有者の同意を得て、自ら改造することもできる。改造義務に違反している者に対

しては、相当の期間を定めて改造を命ずることができる。この改造命令に違反した者は、30万円以下の罰金を科せられる。(法第48条)

- ② 下水道法とは別に、建築基準法第31条第1項は、「処理区域内においては、便所は水洗便所以外の便所としてはならない。」と規定している。これは、新築の場合はもとより増築、改築の場合であっても、水洗便所に改造させ、環境改善の目的を達成しようという考えからである。

§ 4. 排水設備の計画確認（条例第6条、地域下水道条例第7条第1項）

下水道事業管理者は、排水設備の新設等について、それを行おうとする者（設置義務者）から条例等で定める計画確認申請書等の必要書類を提出させ、工事の着手前に、その計画が法令等の規定に適合していることを確認し「確認の通知」を行う。また、計画の変更の場合も同様である。

なお、条例等の規定に基づいて行われる排水設備の計画の確認は、その計画が法令等の技術上の基準に適合しているか否かについて行うものであり、利法上の土地利用又は貸借等の権利関係まで立ち入って確認するものではない。したがって、土地利用等の私法上の権利等は、申請者の責任において処理されるものである。

第4節 利用促進のための施策

§ 1. 啓発、普及活動

本市では、上下水道局ホームページ、広報とよはし、出前講座などによる広報活動を通してPRするとともに、市民館などにポスター等を配布して市民に下水道に対する意識の高揚や水洗化への理解と協力を求めている。

§ 2. 補助金制度

① 水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度

既設の便所を水洗便所に改造し、その他の排水設備を同時に施工する場合。

② 浄化槽雨水貯留施設転用補助金制度

不要になった浄化槽を雨水貯留施設に転用する場合。

③ 生活扶助世帯水洗便所設置費補助金制度

生活扶助世帯が既設の便所を水洗便所に改造し、その他の排水設備を同時に施工する場合。

④ 宅地内汚水ポンプ設備設置費補助金制度

汚水を自然流下で排除することが困難でポンプ設備が必要な場合。

⑤ 私道共同排水設備設置費補助金制度

下水道本管が布設できない私道を利用して、共同で私道内に排水設備を設置する場合。

※詳しくは、営業課・業務担当へ問い合わせること。